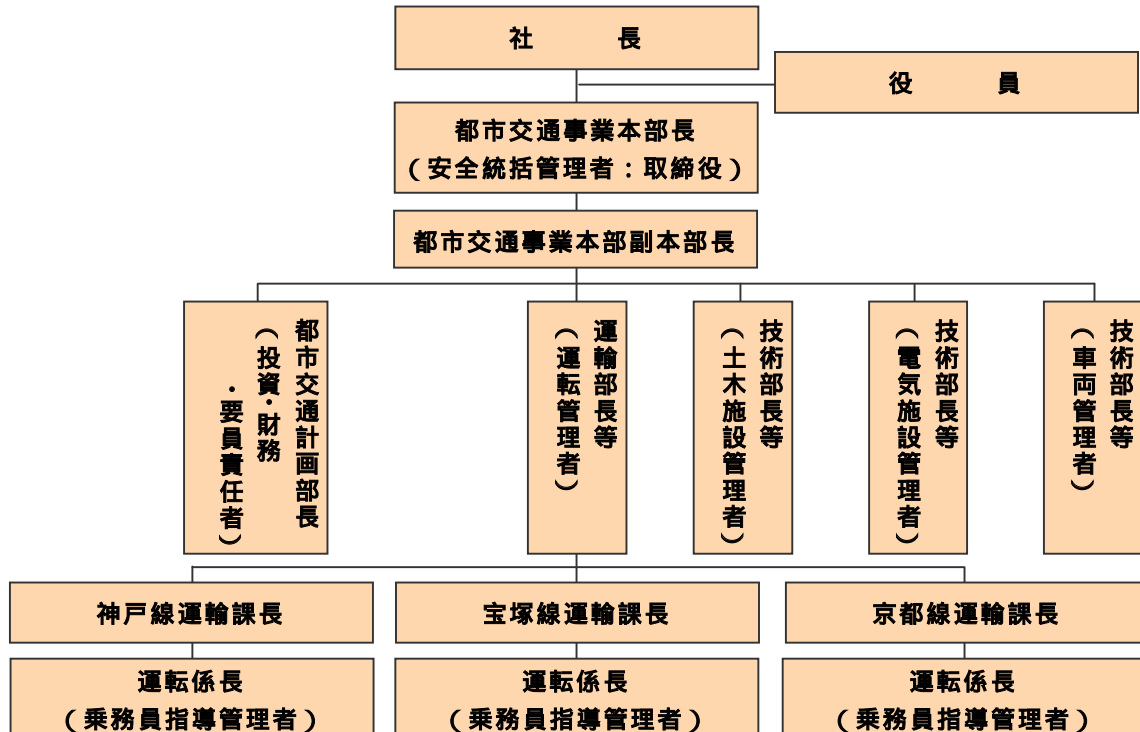


2 安全管理体制

2009年安全報告書 阪急電鉄株式会社

2-1 安全管理体制及び安全管理推進委員会

1 安全管理体制と主な役割



1 社長

鉄道事業の実施及び管理の体制と規程を定め、設備や輸送、要員、投資、予算等、必要な中期経営計画の策定に際して、安全性及び実現可能性の観点から検証して状況の把握と必要な改善を行います。

2 安全統括管理者

鉄道施設や車両、運転取扱いの安全確保を最優先し、輸送業務の実施及び各管理部門を統括管理するため、安全管理規程の周知や関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させ、輸送業務の実施や管理の状況及び中期経営計画に定める安全性向上施策の実施状況を随時、確認し、必要な改善の措置を講じます。

3 運転管理者

安全で安定した輸送を確保するため、運転関係の係員及び鉄道施設、車両を総合的に活用し、運行計画の設定や改定ならびに乗務員や車両の運用、列車の運行の管理、乗務員の育成及び資質の維持等、運転に関する業務の管理を行います。

4 土木施設・電気施設・車両・投資財務要員 各管理者及び責任者

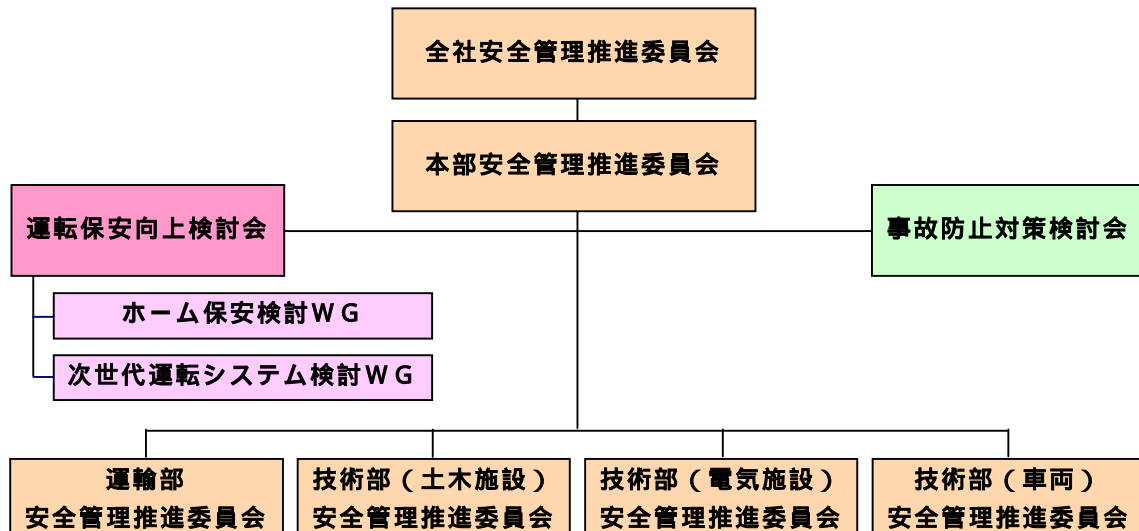
各部門において、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのないよう担当施設等を維持管理します。

5 乗務員指導管理者

運転管理者の指示や命令を受けて、乗務員の資質の維持管理を行い、資質の充足状況に関する定期的な確認と報告を行います。

2 安全管理推進委員会

輸送の安全に係わる事項の審議、検討、報告等は、各部門が連携して横断的に組織した安全管理推進委員会で実施しています。また、委員会の下部には、事故の再発防止を検討する事故防止対策検討会と事故を未然に防止する施策を検討する運転保安向上検討会を設置し、それぞれ特化した検討を行っています。



1 全社安全管理推進委員会

社長以下、取締役、部長、各部門の副部長等で組織し、年2回(春・秋)開催します。

2008年度は、春に前年度の安全計画の実施報告を元に見直しを実施し、新年度の安全計画を決定しました。また秋には、年度計画の中間期における実施状況を確認する他、前年度の内部監査における指摘事項等の改善状況を確認しました。



2 本部安全管理推進委員会

都市交通事業本部長(安全統括管理者)以下、部長、副部長、各部門の調査役等で組織し、月1回開催を基本とし、必要に応じて臨時開催します。



3 各部門安全管理推進委員会

運転、車両、土木施設、電気施設の各部門には、本部安全管理推進委員会の下部組織として、部門別の安全管理推進委員会や作業部会を設け、各部門における安全施策の検討並びに推進、及び潜在する危険要因の検討等を行っています。

4 事故防止対策検討会

都市交通事業本部が協力一致して、事故や事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態の防止または被害の拡大防止に関する施策を、効率的かつ効果的に推進することを目的として開催します。

2008年度は、9月20日に発生した甲陽園駅構内脱線事故において、本会議を招集し、現状分析をはじめ、緊急及び恒久的な対策を検討しました。更なる事故分析は鉄道総合技術研究所に依頼していますが、緊急的な対策は各種、実施しました。

5 運転保安向上検討会

A T S装置や踏切、ホーム、列車無線等に関する保安度の向上を目指して設けた検討会です。また、この検討会には、ホームにおける保安度を検討する「ホーム保安検討WG」や次世代の運転に関する各システムを検討する「次世代運転システム検討WG」を結成し、更なる運転保安度の向上を図るよう取り組んでいます。

WG = ワーキンググループ

3 安全管理規程・安全管理推進委員会規程

安全管理規程は、安全管理体制の確立や輸送の安全水準の維持向上を図るために、運営方針や事業の実施並びに管理の体制及び方法を定めています。また、安全管理推進委員会規程は、輸送業務の実施方法や管理方法の確認とともに、事故の再発防止対策等の安全性向上施策を厳正に推進するために、同委員会の責務や運営方法を定めています。

2008年度は、4月1日付けの役員の異動に伴い、安全統括管理者を都市交通事業本部副本部長から都市交通事業本部長に変更しました。そのため、安全統括管理者の解任並びに選任と安全管理規程に定める別図（安全管理体制図）の変更を行いました。

鉄道事業法

第十八条の三（安全管理規程等）

鉄道事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 安全管理規程は、輸送の安全を確保するために鉄道事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
 - 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
 - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
 - 四 安全統括管理者の選任に関する事項
 - 五 運転管理者の選任に関する事項